

議案第99号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大河原ふれあい広場
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町大河原1087番地
大河原区自治会
会長 上野政次
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第99号参考資料

施設名称	大河原ふれあい広場
所在地	甲賀市土山町大河原1129番地
面積	16,730㎡
施設内容	付帯施設 東屋1棟



令和4年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:農村整備課)

1 施設名	大河原ふれあい広場		
2 施設の目的	地域住民のコミュニティー活動及び他地域との交流の増進、余暇の効果的な利用等を目的として、本施設を設置する。		
3 施設の概要	所在地： 甲賀市土山町大河原1129番地 面積： 16,730㎡ 付帯施設： 東屋1棟		
4 募集方法	非公募		
5 指定期間	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 (3年間)		
6 管理業務内容	1. 施設貸出・受付業務 2. 施設維持管理業務 3. 地域による自主活動の推進		
7 指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	396,000 円	
	(年間指定管理料)	132,000 円	
8 指定候補者	大河原区自治会		
9 指定候補者の選定理由	施設周辺地域の活性化が主要な目的で設置された施設であり、施設所在地の自治会を指定管理者として指定することで、設置目的の推進と維持管理経費の節減及び地域住民の公平な利用が期待できる。		
10 選定基準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11 選定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。 <input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 特になし		

令和4年10月14日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

議案第100号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

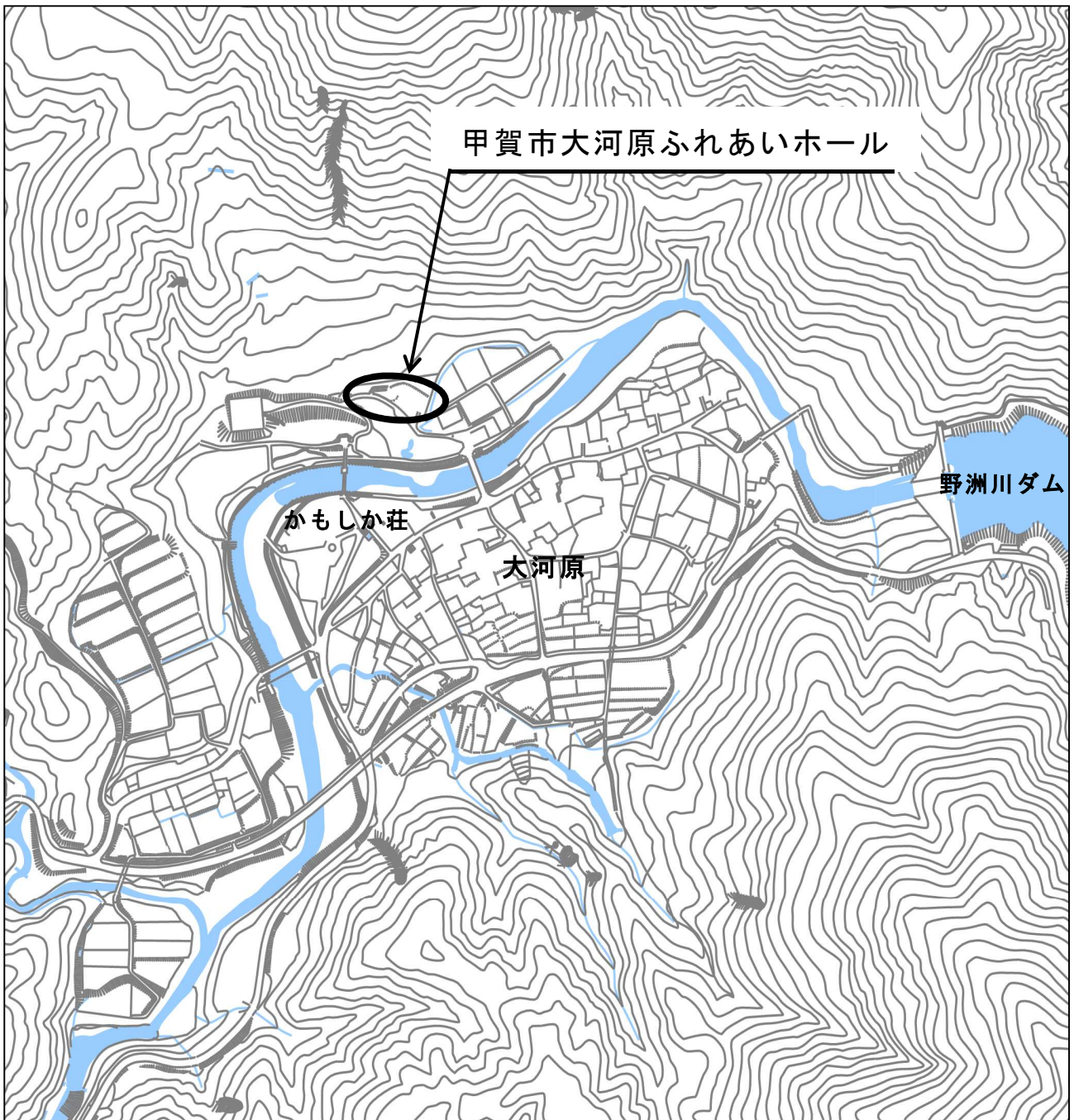
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市大河原ふれあいホール
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町大河原1087番地
大河原区自治会
会長 上野政次
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第100号参考資料

施設名称	甲賀市大河原ふれあいホール
所在地	甲賀市土山町大河原1173番地
面積	延床面積 476.79㎡
施設内容	多目的ホール、調理実習室、和室 他



議案第100号参考資料

令和4年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:農村整備課)

1 施設名	甲賀市大河原ふれあいホール		
2 施設の目的	野洲川上流地域の自然豊かな環境保全や近隣都市住民が訪れるコミュニティ活動、ボランティア活動等の取り組みなど、地域の活性化の拠点となる施設として、本施設を設置する。		
3 施設の概要	所在地：甲賀市土山町大河原1173番地 構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積：476.79㎡ 1階：事務室、多目的ホール、倉庫、便所 2階：調理実習室、和室		
4 募集方法	非公募		
5 指定期間	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 (3年間)		
6 管理業務内容	1. 施設貸出・受付業務 2. 施設維持管理業務 3. 地域による自主活動の推進		
7 指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	0 円	
	(年間指定管理料)	0 円	
8 指定候補者	大河原区自治会		
9 指定候補者の選定理由	施設周辺地域の活性化が主要な目的で設置された施設であり、施設所在地の自治会を指定管理者として指定することで、設置目的の推進と維持管理経費の節減及び地域住民の公平な利用が期待できる。		
10 選定基準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11 選定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。 <input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 特になし		

令和4年10月14日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

議案第101号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

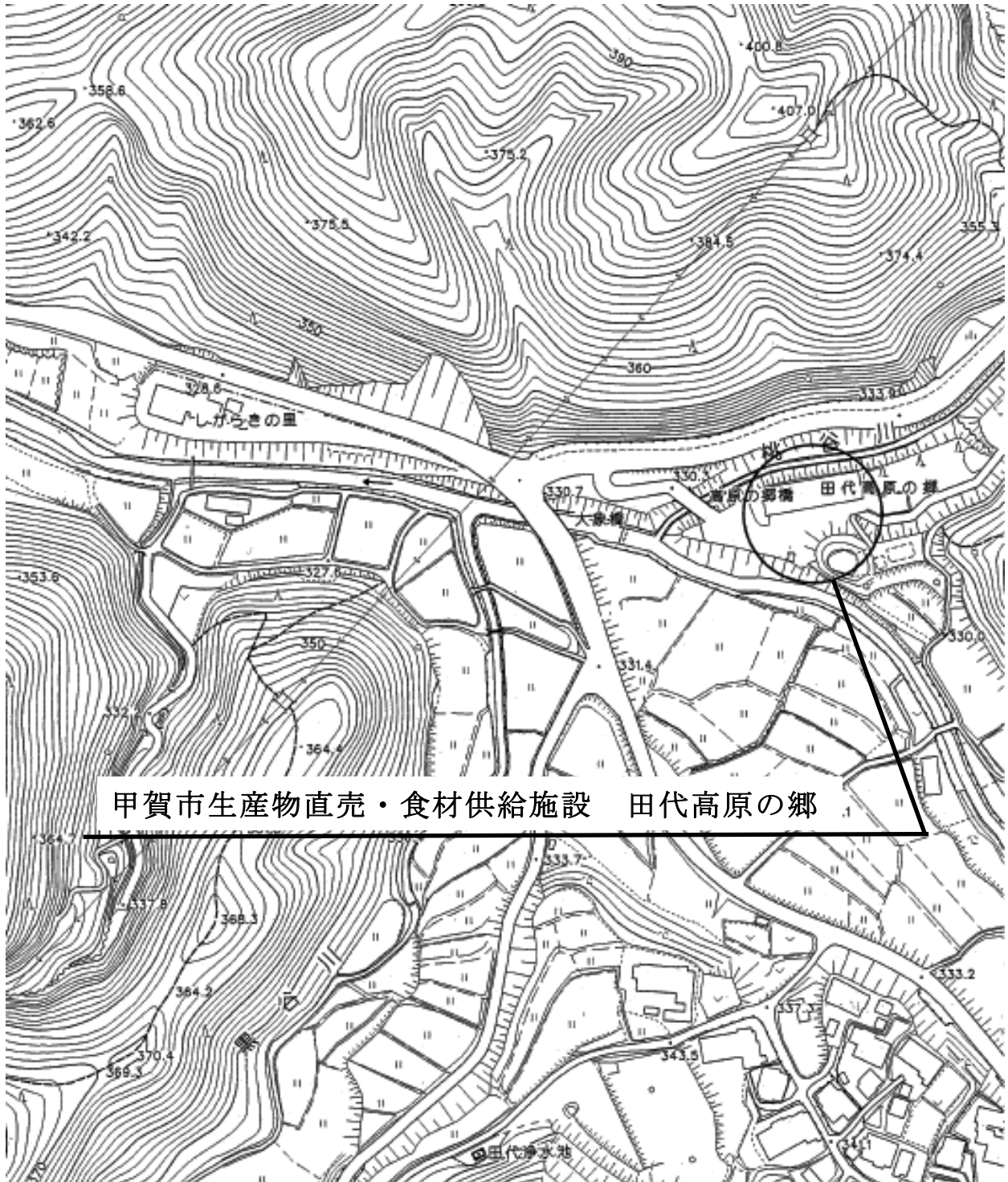
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市信楽町田代316番地
有限会社秀明ナチュラルファーム
代表取締役 渡 部 新
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第101号参考資料

施設名称	甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷
所在地	甲賀市信楽町田代212番地
面積	床面積 412㎡
施設内容	研修室、レストラン、直売所、作陶室、ふれあい広場



甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷

議案第101号参考資料

令和4年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課：農業振興課)

1	施設名	甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷		
2	施設の目的	地域の活性化と農業の振興を図り、農産物の販売促進を推進する。		
3	施設の概要	所在地：甲賀市信楽町田代212番地 構造：木造平屋建 床面積：412㎡		
4	募集方法	非公募		
5	指定期間	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 (3年間)		
6	管理業務内容	1. 施設貸出・受付業務 2. 施設維持管理業務 3. 直売所・レストラン運営業務		
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	0 円	
		(年間指定管理料)	0 円	
8	指定候補者	有限会社 秀明ナチュラルファーム		
9	指定候補者の 選定理由	施設周辺地域の活性化と農業振興が主要な目的で設置された施設であり、施設所在地と深い関係のある農業生産法人を指定管理者として指定することで、設置目的の推進と維持管理経費の節減及び地域住民の公平な利用が期待できる。		
10	選定基準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11	選定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。 <input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適当である。 【特記事項】 特になし		

令和4年10月14日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

議案第102号

財産の処分につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

財産の処分につき議決を求めることについて

次のとおり市有財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する物件 区分 建物

所在 甲賀市甲賀町神字中野1572番地

名称	構造	面積
旧消防車庫	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	26.80㎡

区分 土地

所在 甲賀市甲賀町神字中野

地番	地目	地積
1572番	宅地	746.51㎡

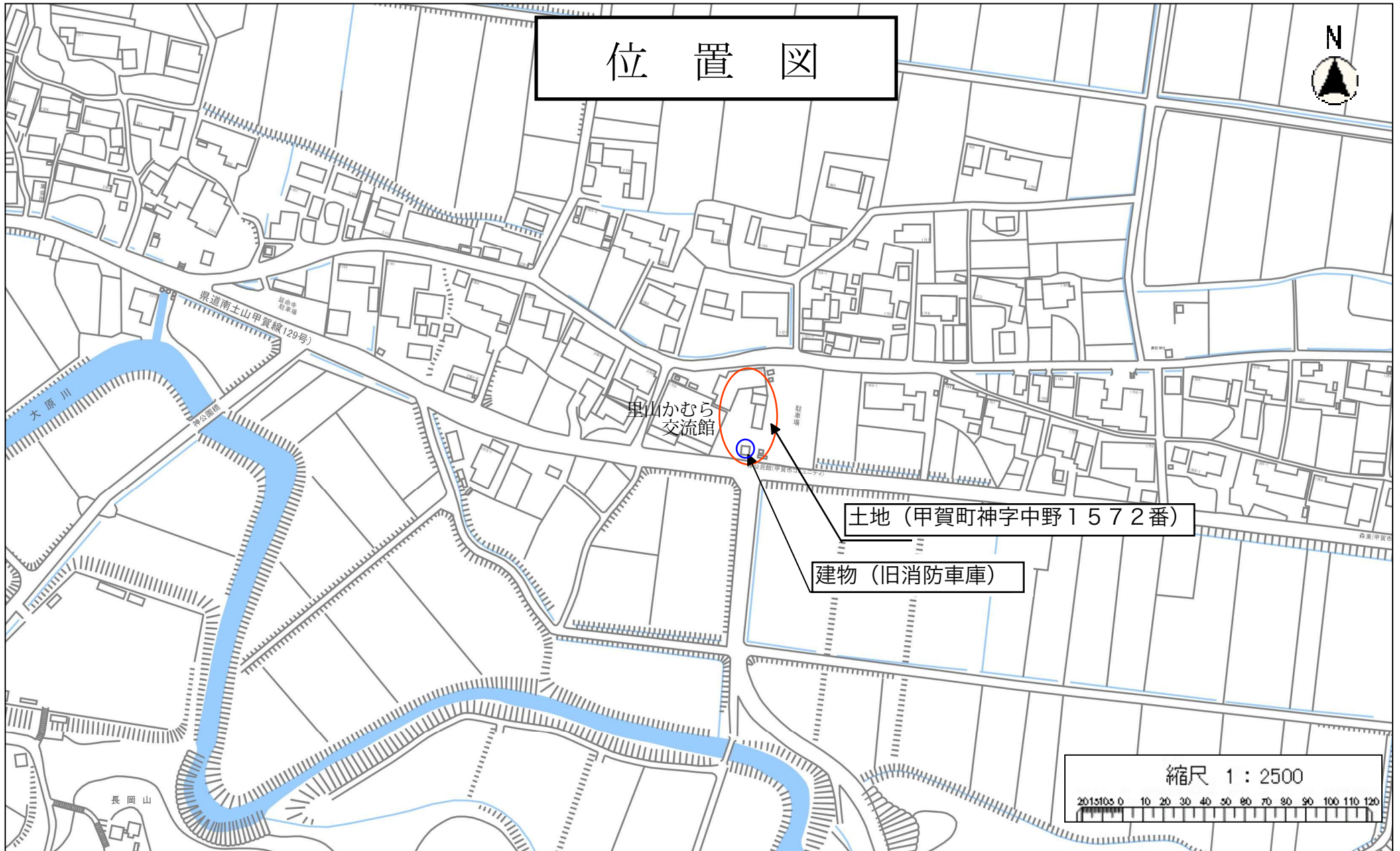
2 処分の方法 無償譲渡

3 処分の相手方 滋賀県甲賀市甲賀町神1733番地

神区

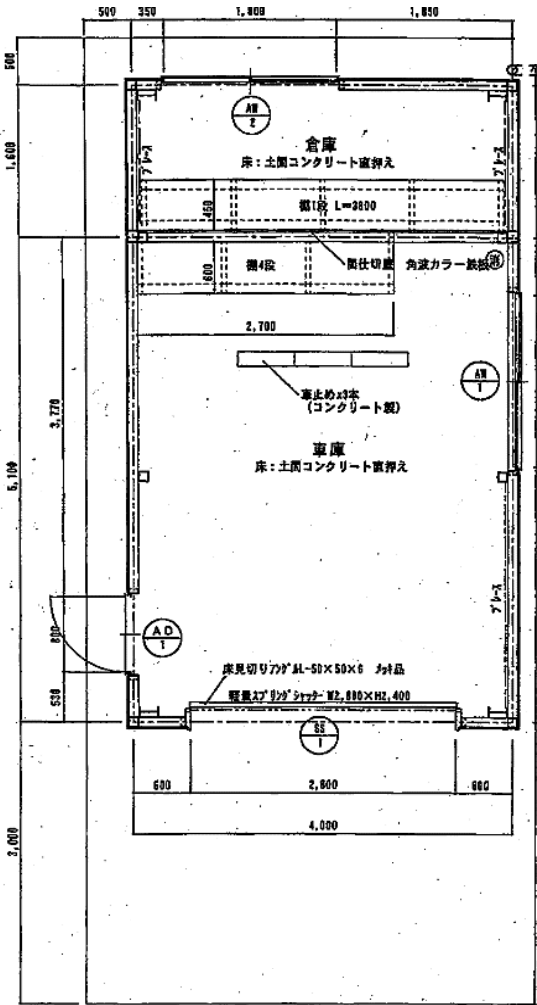
代表者 森田久生

位置図



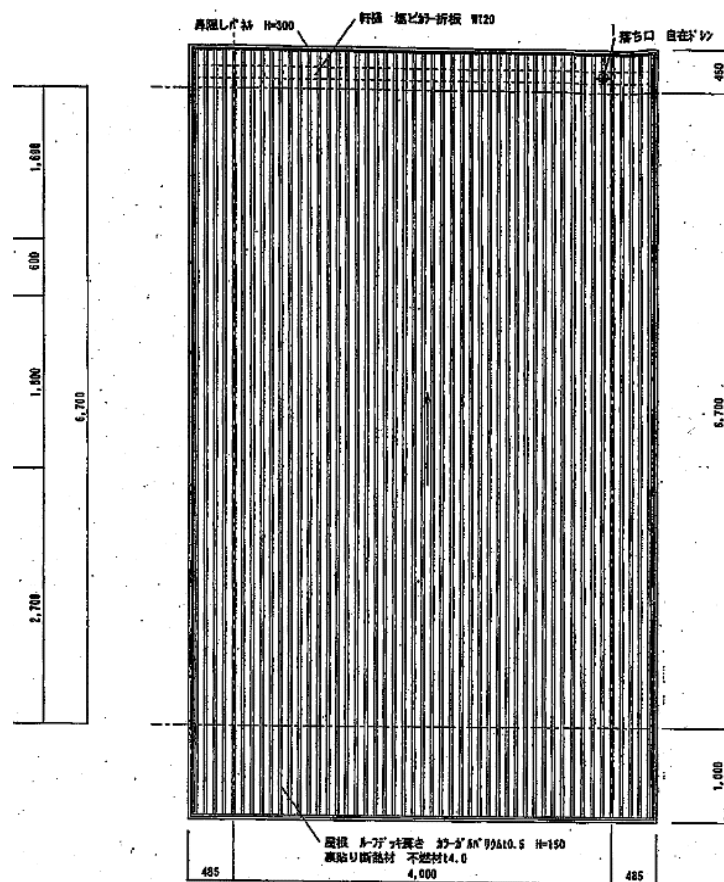
議案第102号 参考資料 旧消防車庫 平面図・立面図

平面図



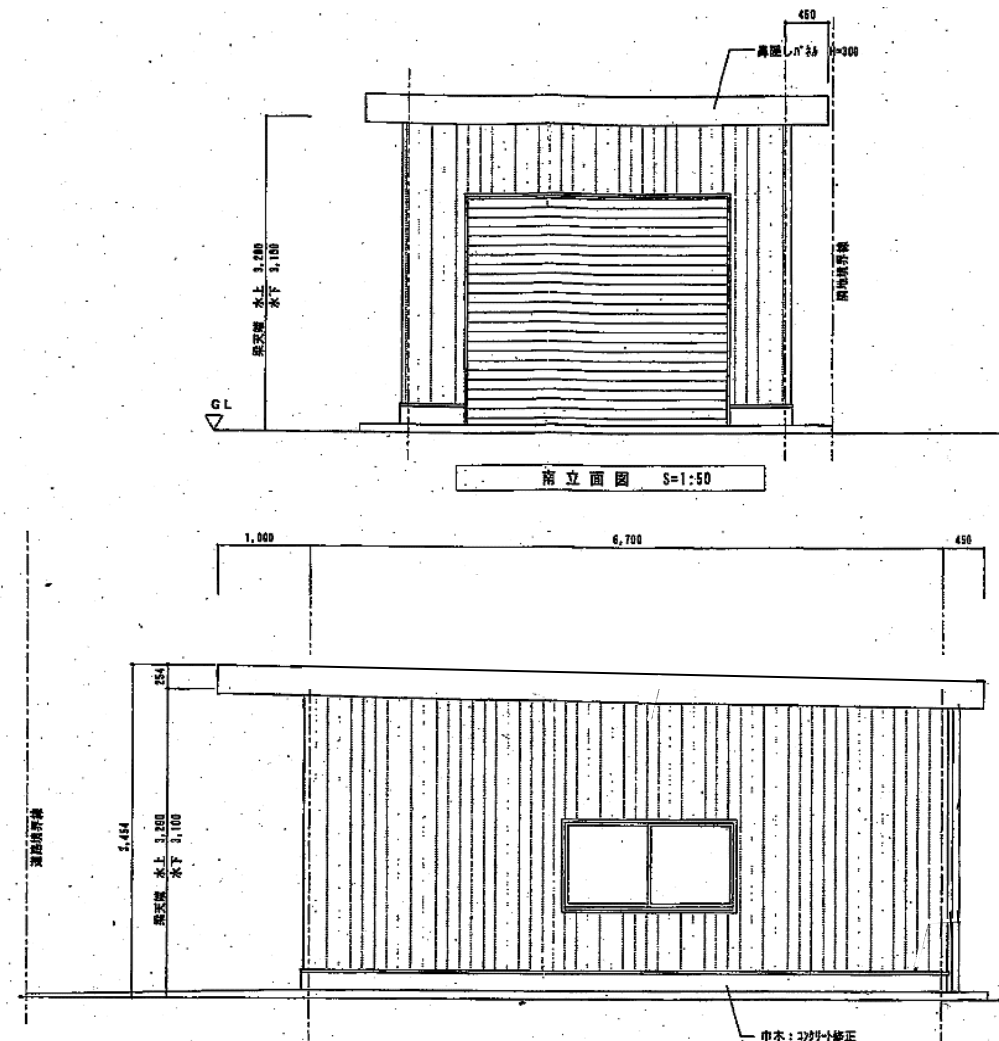
平面図 S=1:50
建築面積、床面積 25.86㎡ (8.10坪)

立面図



屋根伏図 S=1:50

立面図



東立面図 S=1:50
申木: 200mm×修正

議案第103号

財産の処分につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

財産の処分につき議決を求めることについて

次のとおり市有財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する物件 区分 建物

所在 甲賀市水口町虫生野字久岡996番地9

家屋番号996番9

種類	構造	床面積
居宅	軽量鉄骨造スレート ぶき2階建	83.02㎡

所在 甲賀市水口町虫生野字久岡996番地10

家屋番号996番10

種類	構造	床面積
居宅	軽量鉄骨造スレート ぶき2階建	94.78㎡

2 処分の方法 無償譲渡

3 処分の相手方 滋賀県甲賀市信楽町神山534番地8

社会福祉法人 しがらき会

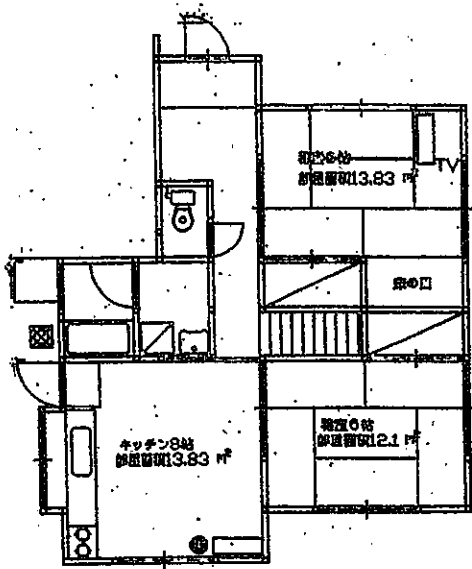
理事長 林 晋

位置図

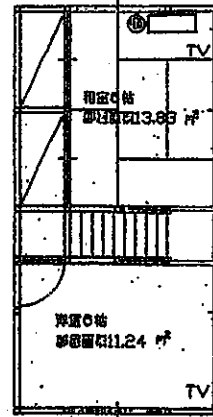


平面図

甲賀市水口町虫生野字久岡996番地9

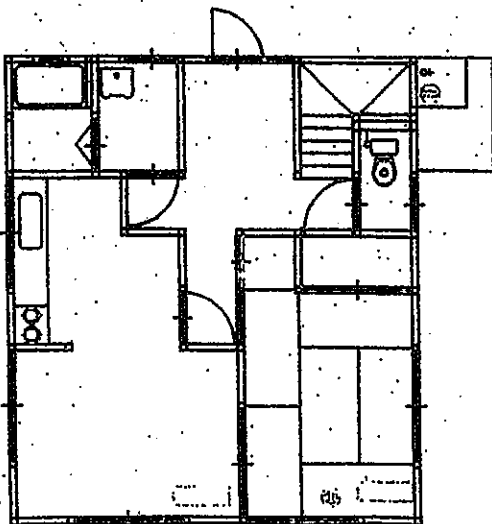


1階平面図

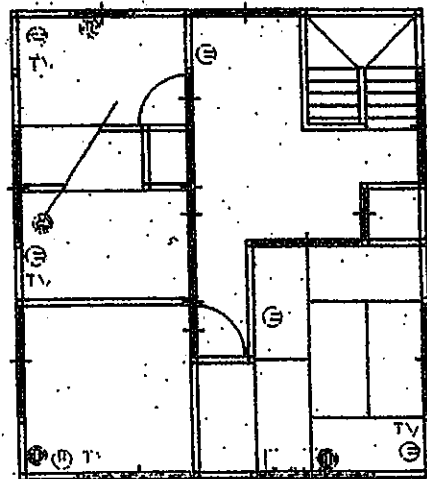


2階平面図

甲賀市水口町虫生野字久岡996番地10



1階平面図



2階平面図

議案第104号

契約の変更締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

契約の変更締結につき議決を求めることについて

令和4年3月25日議決を得た水口社会福祉センター改修工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	349,800,000円
変更減額	△8,105,900円
変更後の契約額	341,694,100円

（参考）

- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町本綾野2番16号
辻寅建設株式会社
代表取締役 中野稔之

議案第104号参考資料

令和3年度 第118号 水口社会福祉センター改修工事 変更概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 工事番号 | 令和3年度 第118号 |
| 2 | 工事名 | 水口社会福祉センター改修工事 |
| 3 | 工事場所 | 甲賀市水口町水口 地内 |
| 4 | 契約工期 | 令和4年3月28日から令和5年2月28日まで |
| 5 | 変更内容 | エレベーター改修工事取止め
最大積載量（定員）750kg（11人乗り）1台 |

議案第105号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年甲賀市条例第42号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 土山中学校長寿命化改良（1期）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 573,430,000円
- 4 契約の相手方 滋賀県甲賀市土山町大野2637番地
大宝柊木株式会社
代表取締役社長 山口和弘

入札結果表

工事の名称等	令和4年度 第79号 土山中学校長寿命化改良（1期）工事	
工事場所	甲賀市土山町北土山 地内	
入札者	入札金額	摘要
大宝柊木株式会社	521,300,000円	落札
株式会社フジサワ建設	528,800,000円	
京都建物辻正株式会社	529,950,000円	
三陽建設株式会社	531,000,000円	
株式会社三東工業社	582,000,000円	

- 1 契約の相手方 滋賀県甲賀市土山町大野2637番地
大宝柊木株式会社
代表取締役社長 山口和弘
- 2 予定価格 600,490,000円
- 3 入札書比較価格 545,900,000円
- 4 契約金額 573,430,000円（入札金額に10%を加算）
- 5 入札日 令和4年10月24日
- 6 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から
令和6年1月16日まで

議案第105号参考資料

令和4年度 第79号 土山中学校長寿命化改良（1期）工事 概要

- 1 工事番号 令和4年度 第79号
- 2 工事名 土山中学校長寿命化改良（1期）工事
- 3 工事場所 甲賀市土山町北土山 地内
- 4 工事内容 校舎長寿命化改良工事（RC造3階建 3,176㎡）
建物全体の改修工事
エレベーター設置工事
上記に伴う電気設備、機械設備改修工事
- 5 工期（予定） 本契約成立の日から5日以内から
令和6年1月16日まで
- 6 契約の方法 一般競争入札

令和4年度 第79号 土山中学校長寿命化改良(1期)工事

【工期(予定)】

本契約成立の日から5日以内 ~ 令和6年1月16日

【契約の相手方】

大宝柊木株式会社 代表取締役社長 山口 和弘

【契約金額】 573,430,000円(税込)

【工事概要】

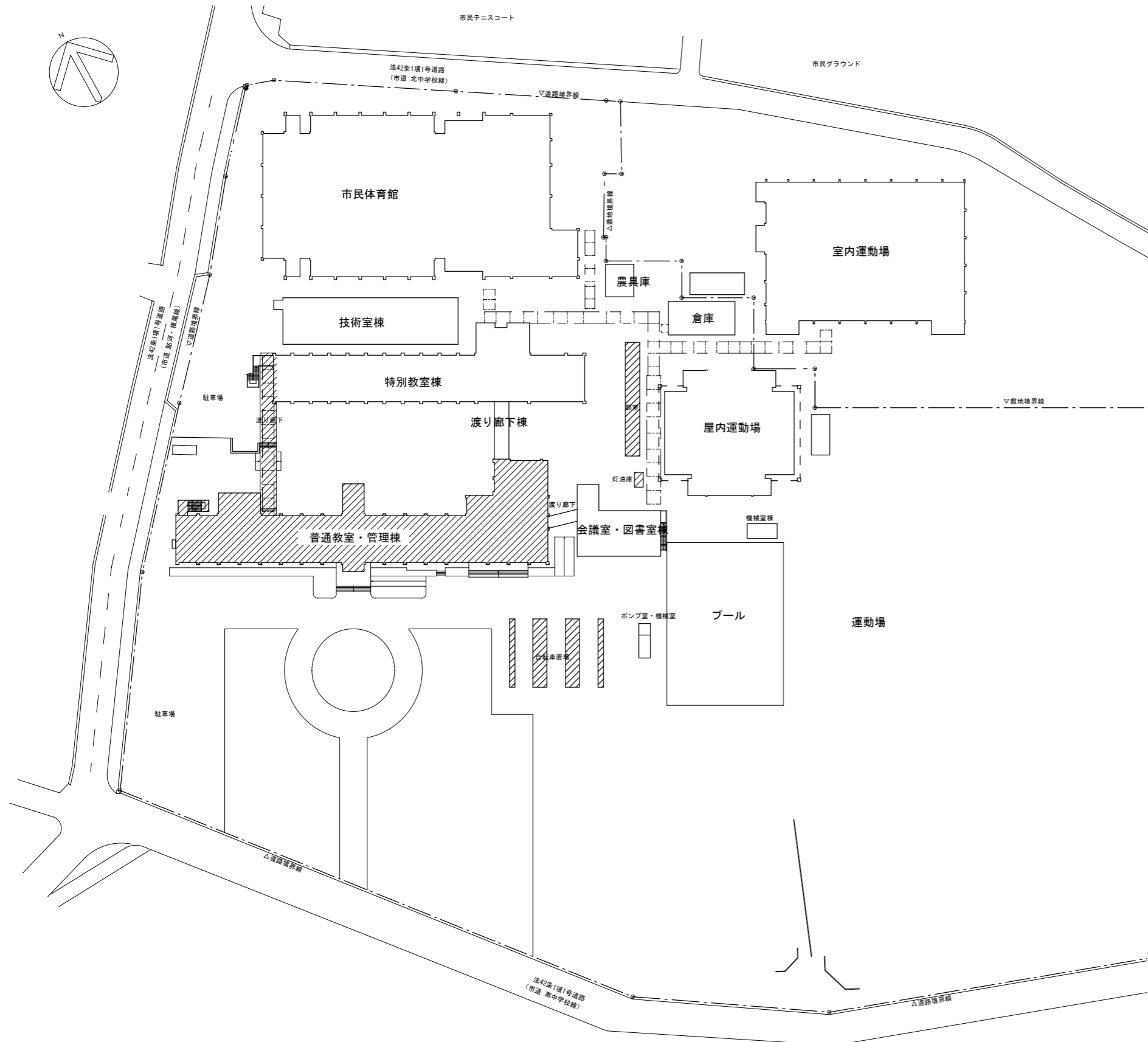
校舎長寿命化改良工事(RC造3階建 3,176㎡)
 建物全体の改修工事
 エレベーター設置工事
 上記に伴う電気設備、機械設備改修工事

【主な工事対象教室等】

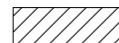
普通教室・管理棟
 1F: 昇降口、校長室、職員室、事務室、応接室
 保健室、放送室、配膳室、用務員室
 2F: 美術室、普通教室
 3F: 普通教室
 エレベーター室

その他付属棟

部室、自転車置き場、灯油庫、渡り廊下



凡例

 — 今回工事対象棟を示す。

議案第106号

甲賀広域行政組合同規約の一部変更に関する協議につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀広域行政組合同規約の一部変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、甲賀広域行政組合同規約の一部を別紙のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

甲賀広域行政組合同規約の一部を改正する規約

甲賀広域行政組合同規約（平成16年滋賀県指令合支第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 滋賀県消防協会甲賀広域支部に関する事務

第4号中「甲賀市水口町水口6218番地」を「甲賀市水口町水口6677番地」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀広域行政組合同規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 滋賀県消防協会甲賀広域支部に関する事務</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>甲賀市水口町水口6677番地</u>に置く。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>甲賀市水口町水口6218番地</u>に置く。</p>